

第 334 回月例会・報告概要

開催日：2015 年 7 月 18 日（土曜日） 10：00

報告者：吉田興平（弁護士・栄光綜合法律事務所）

テーマ：リース取引における債務不履行責任、瑕疵担保責任

報告者コメント：リース契約における各当事者の法律関係を整理し、サプライヤーの債務不履行責任、瑕疵担保責任についての問題点を検討したいと考えていきたいと思ひます。

---

報告概要：

- 1 リース取引とは
  - (1) 定義
- 2 リース取引の手順
- 3 リース契約の法的性質
  - (1) 学説
  - (2) 特徴
- 4 各当事者の法律関係 ～ファイナンスリース契約を念頭に
  - (1) ユーザーとリース会社の関係
    - ① 修繕義務 なし
    - ② 使用収益とリース料との対価関係 なし
  - (2) リース会社とサプライヤーの関係
    - ① 引渡し リース会社の関与なし
    - ② 契約の不成立または解除
    - ③ 瑕疵担保責任など ユーザーとサプライヤーとの関係と契約上は規定
  - (3) サプライヤーとユーザーの関係
- 5 リース会社の物件引渡し義務
  - (1) 消極説
  - (2) 積極説  
福岡高判平成 8・3・18 判タ 927・159（リース料請求の拒絶の根拠として認定した事案）
  - (3) 借受証の法的性質  
ユーザー→リース会社 観念の通知
- 6 リース会社の瑕疵担保責任
  - (1) 瑕疵担保責任免責特約  
→社団法人リース事業協会「リース契約書」15 条 2 項
  - (2) 瑕疵担保責任免責特約  
原則有効（大阪高判昭和 58・8・10 判時 1100・77 など）  
例外的に効力が否定する場合もある（福岡地判平成 1・1・9 判タ 699・214 など参照）
- 7 サプライヤーのユーザーに対する責任
  - (1) 損賠償請求権譲渡説 上記リース契約書 15 条 4 項参照
  - (2) 損害担保契約説
  - (3) 第三者のための契約説
  - (4) 売買契約説
  - (5) 三面契約説

## 8 まとめ

- 現実の問題点：
- ・ 架空リース事案が少なからず発生している。
  - ・ リース会社の現物に対する興味のなさが紛争発生をまねくおそれ。
  - ・ 引き渡しとリース債権の対価関係を考慮したような実務上の手続が行われている印象がある。